

日本・イスラエルイノベーションネットワーク（JIIN）の
名称、ロゴ、後援・協力名義等の使用要項

JIIN 事務局(ジェトロ対日投資部 DX 推進チーム)

JIIN の名称、ロゴ(※1)、後援・協力名義等の使用に関して以下のとおり規定する。

1. JIIN 参加団体(※2)の使用について

- 1-1. イベントを実施する際は、開催に先立ち JIIN 事務局に通知する。
- 1-2. イベントには後援または協力として JIIN を明記する。(イベント名に直接 JIIN という名称をつけることやチラシ・ウェブサイト等でのロゴの使用も可。)
- 1-3. JIIN 事務局が広報に協力するとともに、主催者が希望する場合は、事務局は JIIN 参加団体にも協力を要請する。
- 1-4. イベント実施後は JIIN 事務局に報告する。

2. JIIN 参加団体以外の使用について

- 2-1. 申請者は使用希望日(広報等を開始する日)の 30 日前までに、JIIN 事務局に申請する。イスラエルの企業や団体からの希望については、申請者は申請前に駐日イスラエル大使館に相談する。
- 2-2. ジェトロの後援等に関する内規に基づき、公的機関など社会的信頼性を有する団体が催す、営利目的でない等の要件を満たす事業であるか等に加え、JIIN の趣旨に合致するか審査を行い、JIIN 事務局より申請者に名称、ロゴ、後援・協力名義等の使用可否の結果を通知する。
- 2-3. 使用を認められたイベントについて、JIIN 事務局が広報に協力するとともに、主催者が希望する場合は、事務局は JIIN 参加団体にも協力を要請する。
- 2-4. イベント実施後は JIIN 事務局に開催報告を送付する。(様式不問)

(※1) JIIN ロゴ



(※2) JIIN 参加団体

日本側

- ・ 経済産業省
- ・ 日本貿易振興機構
- ・ 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- ・ 日本経済団体連合会
- ・ 経済同友会
- ・ 日本商工会議所
- ・ 新経済連盟
- ・ 在イスラエル日本国大使館

イスラエル側

- ・ イスラエル経済産業省
- ・ 駐日イスラエル大使館経済部
- ・ イスラエルイノベーション庁
- ・ イスラエル輸出国際協力機構
- ・ イスラエル製造業者協会
- ・ イスラエル商工会議所連盟
- ・ イスラエル日本商工会議